

一般社団法人 日本薬剤疫学会定款

第1章 総則

（名称）

第1条 本法人は、一般社団法人日本薬剤疫学会（英名 **Japanese Society for Pharmacoepidemiology : JSPE**）と称する。

（事務所）

第2条 本法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

（目的）

第3条 本法人は、薬剤疫学の発展を図り、データベース等を用いた医薬品の安全性と有効性に関する質の高い薬剤疫学的研究を進め、リスク最小化を含む医薬品のリスク管理に積極的に取り組むとともに世界の関係者との交流を深めるため、日本薬剤疫学会（以下「学会」という。）の運営およびそれに関する下記事業を行う。

- (1) 会誌の発行
- (2) 学術総会の開催
- (3) その他前各号に掲げる事業に附帯または関連する事業

（公告の方法）

第4条 本法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

（社員資格）

第5条 本法人は、学会の評議員の資格を有する者のうち、本定款の規定に従い入社を認められた者を社員とする。

（入社手続）

第6条 本法人に入社しようとする者は、予め別に定める入社申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

（社員資格の喪失）

第7条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき

- (2) 死亡または失踪宣言を受けたとき
- (3) 後見開始または保佐開始の審判を受けたとき
- (4) 学会の評議員の資格を喪失したとき
- (5) 除名されたとき

（退社手続）

第8条 社員はいつでも退社することができ、退社は、社員からの退社届の提出によるものとする。

（除名）

第9条 社員が、本法人または学会の名誉または信用を傷つけ、または本法人または学会の目的、定款または規則に反する行為を行った場合、総社員の過半数の出席する社員総会において総社員の議決権の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。ただし、当該社員には議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

（経費の負担義務）

第10条 社員は、本法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 既納付の経費は、返還しない。

（社員名簿）

第11条 本法人は、社員の氏名または名称および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地）を記載した名簿を作成する。

第3章 役員

（種類および定数）

第12条 本法人に次の役員を置く。

- 理事長 1名
- 理事 12名
- 監事 2名

- 2 前項の理事長を一般社団法人および一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。
- 3 理事および監事は、社員総会において選任する。
- 4 理事長は、理事会の決議により理事の中から選定する。
- 5 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。

- 6 各理事について、理事または理事の配偶者または三親等以内の親族等である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

（任期）

第13条 本法人の役員任期は、次のとおりとする。

- (1) 理事長及び理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (2) 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- (3) 補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、辞任または任期が満了した場合においても、この定款で定めた役員の数に欠けた場合には後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

（職務）

第14条 本法人の役員は、次の職務を行う。

- (1) 理事長は、理事を代表する者として本法人の業務を統括する。
- (2) 理事は、理事会を構成し、理事会の決議に従って本法人の業務を執行する。
- (3) 監事は、財産及び会計を監査する、理事の業務執行状況を監査する、これらについて不正の事実を発見したときは社員総会に報告する、またはその報告をするために必要あるときは社員総会の招集を請求する。

（解任）

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合には、社員総会における議決に基づき解任することができる。ただし、監事の解任は、総社員の半数以上であって総社員の議決権の3分の2以上の決議によらなければならない。当該役員には議決の前に弁明の機会を与えるものとする。

- (1) 心身の障害により職務を適正に執行できないとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員として相応しくない行為を行ったとき

（役員報酬）

第16条 役員は、無給とする。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 前項に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

第4章 社員総会

（種類）

第17条 本法人の社員総会は、定時総会および臨時総会の2種類とする。

（社員総会の構成）

第18条 社員総会は、社員をもって構成する。

（社員総会の権限）

第19条 社員総会は、この定款および法令で定めるもののほか、本法人の運営に関する重要な事項を決議する。

（開催）

第20条 定時総会は、10月または11月に開催する。ただし、特段の事情がある場合、毎事業年度の終了後一定の時期に予め書面によりその旨を通知することにより、その開催時期を変更することができる。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の決定をしたとき

(2) 社員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき

（招集）

第21条 社員総会は、この定款に別に定めるもののほか、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 理事長は、社員総会を招集する場合には、総会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面を、少なくとも社員総会の7日前までに社員に対して通知しなければならない。

（議長）

第22条 社員総会の議長は理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、予め理事会の定める順序により他の理事がこれに代わる。

（定足数）

第23条 社員総会は、総社員の議決権の過半数の出席がなければ開会することができない。

（議決）

第24条 社員は、1人1議決権を有する。

2 社員総会の議事は、この定款および法令に特別な定めのある場合のほかは、出席した社員の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（書面による議決権行使）

第 25 条 社員総会に出席できない社員は、予め通知された事項について書面をもって議決権を行使し、または他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。この場合、前 2 条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

（議事録）

第 26 条 社員総会の議事については、議事録を作成し、これに議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した理事のうち署名人に指名された理事がこれに記名押印しなければならない。

第 5 章 理事会

（構成）

第 27 条 本法人に理事会を置く。

2 理事会は理事をもって構成する。

（理事会の権限）

第 28 条 理事会は、この定款および法令で定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 社員総会に付議すべき事項
- (2) 社員総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他社員総会の議決を要しない本法人の業務の執行に関する事項
- (4) 理事長の選定および解職

（開催）

第 29 条 理事会は、定時理事会および臨時理事会の 2 種類とする。

2 定時理事会は毎年 2 回 3 月または 4 月と 10 月または 11 月に開催する。ただし、特段の事情がある場合、予め書面によりその旨を通知することにより、その開催時期を変更することができる。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき
- (2) 理事のうち 3 分の 1 以上から理事会の目的たる事項および招集の理由を記載した書面により、開催の請求があったとき
- (3) 監事から招集の請求があったとき

（招集）

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第 3 項第 2 号または第 3 号の規定による請求があったときは、

その日から 14 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

- 3 理事長は、理事会を招集する場合には、理事会の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面を、少なくとも理事会の日の 7 日前までに理事に対して通知しなければならない。

（議長）

第 31 条 理事会の議長は、理事長が務める。

（定足数）

第 32 条 理事会は、理事の過半数の出席により成立する。

（議決）

第 33 条 理事会の議事は、出席者の過半数を以って決する。

（決議の省略）

第 34 条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

第 6 章 日本薬剤疫学会

（学会の運営）

第 35 条 本法人は、別に定める日本薬剤疫学会会則に基づき、学会の運営を行う。

第 7 章 会計

（経費の支弁）

第 36 条 本法人の経費は、次の収入を以って充てる。

- (1) 学会年会費
- (2) 機関誌の販売
- (3) 寄附金その他の収入

- 2 本法人の経費が不足した場合、本定款第 10 条の規定により、社員が負担するものとする。

（財産の管理）

第 37 条 本法人の財産は理事長が管理し、その方法は社員総会および理事会の決す

るところによる。

（事業年度）

第 38 条 本法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

（計算書類・剰余金）

第 39 条 理事長は、法令の定めるところにより、貸借対照表、損益計算書、事業報告書、剰余金の処分または損失の処理に関する議案とこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経たうえで、社員総会における議決を得なければならない。

2 決算において剰余金が生じた場合には、翌事業年度に繰り越し、分配は行わないものとする。

第 8 章 定款変更および解散

（定款変更）

第 40 条 この定款は、社員総数の過半数の出席する社員総会において、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の議決を経なければ変更することができない。

（解散）

第 41 条 本法人は、法令の定めるところによるほか社員総数の過半数の出席する社員総会において、総社員の議決権の 4 分の 3 以上の議決を経て解散することができる。

第 9 章 残余財産

（残余財産の帰属）

第 42 条 本法人の解散等により生ずる残余財産は、社員総会の決議により、国もしくは地方公共団体または公益法人に寄附するものとする。

第 10 章 事務局

（事務局の設置等）

第 43 条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、事務局長を置くことができる。
- 3 事務局長および職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て理事長が定

める。

（帳簿および書類の備付け）

第 44 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿および書類を備え置かなければならない。

- (1) 定款
- (2) 社員名簿および社員の異動に関する書類
- (3) 理事、監事および職員の名簿および履歴書
- (4) 許可、認可等および登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (6) 収入および支出に関する帳簿および証拠書類
- (7) 資産、負債および正味財産の状況を示す書類
- (8) その他必要な帳簿および書類

第 11 章 補則

（委任）

第 45 条 本定款に規定するもののほか、本法人の業務の執行に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て理事会が定める。

第 12 章 附則

（設立時の社員の氏名および住所）

第 46 条 社員の氏名または名称および住所は次のとおりとする。

久保田 潔	東京都北区王子 1 丁目 12 番 12 - 801 号
海老原 格	埼玉県春日部市備後西 3 丁目 9 番 1 号
楠 正	東京都渋谷区神宮前 2 丁目 3 番 25 - 1003 号

（最初の事業年度）

第 47 条 本法人の最初の事業年度は、本法人の設立の日から平成 23 年 9 月 30 日までとする。

（設立時の役員等）

第 48 条 本法人の設立時の役員は、以下に記載する者とする。

理事長	久保田 潔
理事	岡本 悦司、川原 章、楠 正、久保田 潔、黒川 達夫、古閑 晃、

佐藤 嗣道、津谷 喜一郎、藤田 利治、別府 宏圀、政田 幹夫、
望月 眞弓

監事 大山 良治、高橋 春男

2 前項の役員の任期は、第 13 条の規定に拘らず、平成 23 年 11 月開催予定の定
時社員総会の終結のときまでとする。

（定款に記載のない事項）

第 49 条 この定款に規定のない事項は、法令によるものとする。

以上、一般社団法人日本薬剤疫学会設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次
に記名押印する。

平成 22 年 11 月 29 日

設立時社員 久保田 潔

設立時社員 海老原 格

設立時社員 楠 正